

## 高松市立亀阜小学校教育後援会会則

(名称等)

第1条 この会は、高松市立亀阜小学校教育後援会と称し、事務所を亀阜小学校内におく。

(目的)

第2条 この会は、亀阜小学校の教育全般についての向上をねがい、その健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的達成のため亀阜小学校の児童に関する事、施設・設備の充実に関する事、その他環境整備など教育全域にわたる事業を実施し、物・心両面より援助を行う。

(組織)

第4条 この会は、亀阜小学校PTA正会員ならびに本会の趣旨に賛同する一般会員をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計監査 2名 庶務会計 若干名  
理事 若干名 評議員 若干名 顧問

(役員を選出)

第6条 会長・副会長・会計監査は、評議員会において会員中から選出し、理事は評議員会で互選する。評議員は正会員中から各組1名と教師および一般会員中から若干名選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりである。

1. 会長は、会を代表し会務を総理し会議の議長となる。
2. 副会長は、会長を助け会長不在のときはその代理をする。
3. 会計監査は、会計を監査する。
4. 庶務会計は、庶務的事務・会計事務にあたる。
5. 理事は、会務を執行する。
6. 評議員は、評議員会を構成して協議する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。なお、仕事が終わっても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。重任を妨げない。

(会議)

第9条 この会の会合は、次のとおりである。

評議員会は、毎年5月に定期評議員会を開くほか、会長が必要と認めた場合には、臨時に開き規則の変更・会費の決定・予算の審議・決算の承認を行う。その他の役員会は必要に応じて開く。

(経費)

第10条 この会の会計は、会費と寄付金によってまかなう。会費は1口100円とし、毎月徴収するのを原則とする。

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

附 則 この会則は、昭和45年1月10日より効力を発するものとする。